

愛媛大学放射線障害防止等安全管理委員会規程

平成16年 4月 1日  
規則第 14号

(趣旨)

第1条 愛媛大学に放射線障害の防止等のため、愛媛大学放射線障害防止等安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 放射性同位元素等及びこれらを使用する研究・治療施設等の管理運営に関する事項
- (2) 放射性同位元素等による障害防止に関する事項
- (3) 各放射線取扱主任者等間の連絡調整に関する事項
- (4) その他放射線障害防止等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学術支援センター長
- (2) 各放射線取扱施設の長が選任した放射線取扱主任者 各1人
- (3) 研究支援課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学術支援センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。